

安心して暮らしていくために

成年後見制度って なんだろう？

医療や福祉サービスの手続や
契約がむずかしくてわからない。

分かりやすく説明したり、
代わりに手続きや
契約をしてくれます。



悪質業者から電話があり、
よくわからなくて、だまされそうに
なってしまった。



間違って買ってしまったり、
契約をしてしまったときは、その契約を
取り消したりすることができます。

将来、認知症になった時、
誰が支えてくれるのか心配。



元気な今のうちに任意後見制度を
利用し、何かあったら対応してもらえる
ように手続きできます。

成年後見人等がお手伝いします！



成年後見制度とは

知的障がい、精神障がい、認知症などにより判断能力が不十分な方について
ご本人の権利を守る成年後見人等を選ぶことによって、ご本人を法律的に支援
する制度です。 ※成年後見人等＝成年後見人、保佐人、補助人



あしがら成年後見センター

足柄上地区 | 市5町（南足柄市、中井町、大井町、松田町、山北町、開成町）委託事業
社会福祉法人 南足柄市社会福祉協議会

成年後見制度には 2 つの種類があります

判断能力が十分にあるときは…

任意後見制度



判断能力が不十分なときは…

法定後見制度

任意後見制度とは

ご本人に十分な判断能力があるうちに、将来、判断能力が低下した時に備えて、財産管理や施設への入所等の身上に関わる事柄を、ご本人に代わって行う人（任意後見人）をあらかじめ選び、公正証書による契約（任意後見契約）でその内容と方法を決めておく制度

手続きの流れ

任意後見契約（公証役場で行います）



この時点では、任意後見は、開始
されていません

判断能力の低下

家庭裁判所に
任意後見監督人選任の申立



任意後見監督人
⇒任意後見人を監督する人のこと

任意後見監督人選任

申立できる人
⇒本人、配偶者、四親等以内の
親族、任意後見受任者

任意後見契約の効力発生



法定後見制度とは

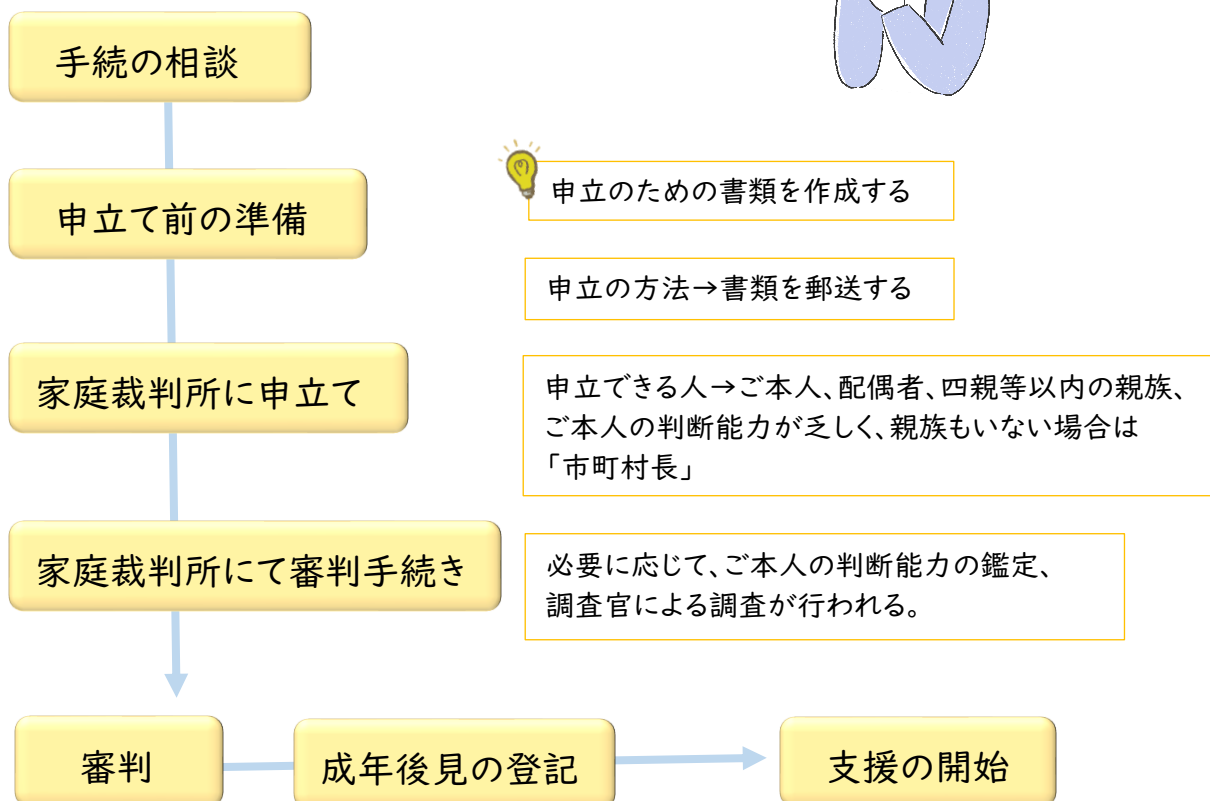
ご本人の判断能力が不十分になった場合、家庭裁判所によって成年後見人等が選ばれる制度

- ご本人の判断能力に応じて「補助」「保佐」「後見」の3種類があります。

	補助	保佐	後見
対象となる方	判断能力が不十分な方	判断能力が著しく不十分な方	判断能力が欠けているのが通常の状態の方
	重要な財産管理を一人ですることが不安な方	日常の買い物は一人できるが、重要な財産管理等はできない方	日常の買い物も一人ではできない方
援助者	補助人	保佐人	成年後見人

- ご本人の判断能力が3つのタイプのどこに該当するかは、最終的には家庭裁判所が決定します。
- 成年後見人等の選任は、家庭裁判所がご本人にとって最も適任だと思われる方を選任します。成年後見人等は、親族のほか、福祉や法律の専門家（社会福祉士、司法書士、弁護士等）、福祉関係の法人、市民後見人（専門的な研修を受けた地域の人）が選ばれます。なお、誰を成年後見人等を選任するのかという家庭裁判所の判断については、不服申立てはできません。

手続きの流れ



成年後見制度 Q&A

1 詳しい手続きや費用など、何を見ればわかりますか？

家庭裁判所の「申立ての手引」に詳しく掲載されています。
パソコンをご利用の方は、以下のページからご覧いただけます。

①検索

横浜家庭裁判所 後見係



②「後見制度のご利用をお考えの方へ」の「成年後見・保佐・補助開始の申立て」をクリック

後見制度のご利用をお考えの方へ

- ▶ [成年後見・保佐・補助開始の申立て](#)
- ▶ [未成年後見人選任の申立て](#)
- ▶ [任意後見監督人選任の申立て](#)

③「手続きの流れ」の「2 後見（保佐、補助）開始の申立ての手引」をクリック

手続きの流れ

成年後見開始・保佐開始・補助開始の審判を申し立てる場合には、制度をご理解いただいた上で、次の手順で手続きを行ってください。

1 成年後見制度（成年後見・保佐・補助）についての解説ビデオをご覧ください。

※ 横浜家裁管内の各裁判所にお越しいただいてもご覧いただけます。

事前にご覧いただいていない方には、申立時や面接時等にご覧いただく場合があります。

▶ (1)ビデオ「ご存知ですか？後見人の事務」[成年後見（手続説明）](#)

→制度や手続の一般的な内容について分かりやすく説明したものです。申立てをお考えの方は、まずこちらをご視聴ください。

▶ (2)ビデオ「ご存知ですか？後見人の事務」[成年後見（後見人等の事務）](#)

→後見人の仕事と責任について分かりやすく説明したものです。

2 後見（保佐、補助）開始の申立ての手引を必ずお読みください。

▶ [後見（保佐、補助）開始の申立ての手引（画面印刷推奨）](#)（PDF：469KB）

3 「申立準備チェックシート」を参照して、必要書類をご準備ください。

▶ [申立準備チェックシート](#)（PDF：96KB）

※相談窓口にて印刷したものをお渡しすることもできます。ご不明な点がございましたら、まずはお気軽にご相談ください。

画像引用元：

裁判所ホームページ 横浜家裁（後見係） ※サイトの記事は、変更になる可能性があります。

<https://www.courts.go.jp/yokohama/saiban/tetuzuki/kasaikouken/index.html>



2 申立を取り下げることはできますか？

申立をすると、家庭裁判所の許可を得なければ、取り下げることができません。

3 成年後見人等はどのような仕事をしますか？

「身上保護」と「財産管理」の2つがあります。

身上保護

ご本人や関係者と面談や連絡をし、生活の状況を確認します。福祉、介護、医療サービスを利用する手続きを行います。

具体的には

- ・行政への申請、事業者との契約
- ・利用料の支払い等
- ・入所施設や在宅生活を続けるための検討

財産管理

ご本人の資産や負債、収入や支出等の内容を的確に把握し、ご本人が必要とする支出を行い、資産を維持していくことです。

具体的には

- ・通帳、印鑑等の管理
- ・収入や支出の管理
- ・現金、預貯金、不動産等の管理等

- 裁判所は、後見人等が「身上保護」「財産管理」を適切に行っているのか、将来にわたって監督します。ご本人の利益に反して財産を処分することができません。

後見人等の仕事に含まれないこと

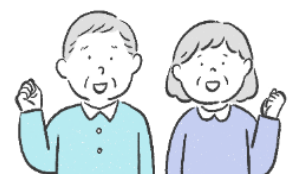
- ・介護や買い物や掃除、洗濯などの家事
- ・入院、入所時の身元引受、身元保証
- ・手術などの医療行為の同意 ・養子縁組、結婚、認知等の身分行為
- ・ご本人の死後の葬祭、埋葬等の死後手続き など

後見人等の仕事の終了

- ・基本的にご本人が亡くなるまで続きます。
- ・ご本人が死亡した場合は、相続人に対して、ご本人の財産の引継ぎを行います。

4 成年後見人等への報酬は必要ですか？

後見人等が家庭裁判所に報酬を請求した場合、家庭裁判所の判断により、ご本人の財産から報酬が支払われます。なお、法定後見制度を利用する際には、必要な経費を助成している市町もあります。くわしくは、お住まいの市町窓口にお問い合わせください。



日常生活の中でこんな経験や将来困りそうな項目はありますか？
思い当たることにチェックを入れてみましょう。



- ☐ お金や書類の管理が苦手で、つい何度も同じものを買ったり使いすぎてしまう。
- ☐ 日常生活に必要な支払い（公共料金、食料、日用品等）を忘れることがある。
- ☐ 自分に必要な福祉サービスの内容、費用などを理解し、自分で選んで契約することができない。
- ☐ 通帳や印鑑、キャッシュカード、保険証などをたびたび紛失する。
- ☐ 大事なお知らせや手続き等の手紙を理解することが難しい。
- ☐ 家族や親族が亡くなった時に、手続きを自分でしたり、誰に依頼したら良いか分からない。

当てはまる項目があれば、まずはお近くの窓口へご相談ください。



日常の手続きや金銭管理にお困りの場合は…

日常生活自立支援事業

軽い認知症や知的障がい、精神障がいなどにより判断能力が十分でない方へ、日常生活の範囲内で、預金の出し入れや公共料金の支払、福祉サービス等の手続きを行います。ご本人の意思に基づき、支援の計画を立てて、市町社会福祉協議会が、ご本人と契約をします。



あしがら成年後見センターでは、次のような支援を行っています

成年後見制度の相談

権利擁護に関する相談に対し、成年後見制度の利用を検討し、申立手続きなどの支援等につなげます。

申立の手續支援

家庭裁判所に申立てをする際に必要な書類の説明や、申立書の書き方、内容確認などの支援を行います。

後見人等の支援

親族等が成年後見人等を選任された後の後見業務について相談をお受けします。

広報・講演会・研修会

成年後見制度の理解を深められるよう、講演会や研修会等を開催します。ご依頼に応じて、出前講座など随時開催します。

専門職との連携

成年後見制度の利用方法や後見人の実務に関すること等、弁護士や司法書士が相談をお受けいたします。



裁判所

名称	電話番号	窓口	住所
横浜家庭裁判所 小田原支部 後見係	0465-22-6946	月曜～金曜 8時30分～17時	小田原市本町 1-7-9

成年後見制度に関する専門職の相談窓口

名称	電話番号	窓口	内容
神奈川県弁護士会 成年後見センターみまもり	045-211-7720	月曜から金曜 9時30分～12時 13時～16時30分	弁護士による20分以内の無料電話相談 面談や出張相談可能
公益社団法人 成年後見センター リーガルサポート 神奈川県支部	045-663-9180 045-640-4345	電話による相談 月・金 15時～17時 水 10時～12時 面談による相談 要予約 問合せ 平日 10時～16時 面談日 水 15時～17時	後見活動を行っている 司法書士による無料相談
公益社団法人 神奈川県社会福祉士会 ぱあとなあ神奈川	045-314-5500	電話による相談 火・木 14時～17時 面談による相談 要予約 面談日 火・木 13時～14時	後見活動を行っている 社会福祉士による無料相談 出張相談も可 (初回のみ無料)
一般社団法人 コスモス成年後見 サポートセンター 神奈川県支部(かなさぼ)	045-222-8628	月曜～金曜 13時～16時	後見活動や制度の相談を行う行政書士を紹介します
東京地方税理士会 成年後見支援センター	045-315-2070	第1～第4水曜 受付 10時～11時30分、 13時～15時30分	後見活動を行っている 税理士による無料相談
日本司法支援センター 法テラス小田原	0570-078311	平日9時～17時	法律の手続などの無料相談を行います
社会福祉法人 神奈川県社会福祉協議会 かながわ成年後見推進センター	045-534-6045 045-311-8873 (成年後見相談専用)	月曜～金曜 9時～17時 電話相談可	成年後見制度に関する無料相談 必要に応じて弁護士による専門相談につながります

お近くの公証役場

名称	電話番号	窓口	住所
小田原公証役場	0465-22-5772	9時～17時	小田原市栄町 1-8-1 Y&Yビル6階
平塚公証役場	0463-21-0267	9時～17時	平塚市代官町 9-26 M宮代会館 4階
厚木公証役場	046-221-1813	8時30分～17時15分	厚木市中町 3-13-8 アイリスヴェール 141

成年後見制度のご利用については、お近くの相談窓口までお問い合わせください

南足柄市	高齢介護課（地域包括支援班）	0465-74-3196
	福祉課（障害福祉班）	0465-73-8047
	南足柄・北足柄・福沢地区地域包括支援センター	0465-43-7450
	岡本地区地域包括支援センター	0465-73-1255
	社会福祉協議会	0465-72-2109
中井町	健康課（高齢介護班）	0465-81-5546
	福祉課（福祉班）	0465-81-5548
	地域包括支援センター	0465-81-2441
	社会福祉協議会	0465-81-2261
大井町	福祉課	0465-83-8024
	地域包括支援センター	0465-83-8024
	社会福祉協議会	0465-84-3294
松田町	福祉課（高齢介護係）	0465-83-1226
	福祉課（福祉推進係）	0465-83-1226
	地域包括支援センター	0465-83-1191
	社会福祉協議会	0465-82-0294
山北町	福祉課	0465-75-3644
	地域包括支援センター	0465-75-1941
	社会福祉協議会	0465-75-1294
開成町	福祉介護課	0465-84-0316
	地域包括支援センター	0465-83-7688
	社会福祉協議会	0465-82-5222

障がいのある方は、次の相談窓口でも受付可能です。

相談支援センター リあん	0465-20-5014
地域支援センター ひまわり	0465-20-7120



あしがら成年後見センター

〒250-0105 南足柄市関本 403-2 りんどう会館

社会福祉法人 南足柄市社会福祉協議会内

電話:0465-20-3715 e-mail: ashigara-kouken@minamisyakyo.or.jp

受付日時 月～金曜日 午前10時～午後4時（土・日曜日、祝日、年末年始はお休み）

令和4年7月1日発行